「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び調査設計業務等 の技術者基準日額」の運用に係る特例措置について(お知らせ)

工事検査課

本市においては、令和7年3月1日以降に契約を行う公共土木工事等のうち、令和6年3月から適用している公共工事設計労務単価又は調査設計業務等の技術者基準日額(以下「旧労務単価」という。)を適用して工事の価格等を積算した契約について、受注者からの請求により、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価又は調査設計業務等の技術者基準日額(以下「新労務単価」という。)及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等に基づいた請負代金額(委託契約にあっては委託料、その他契約にあっては契約金額とする。以下「請負代金額等」という。)に変更できる特例措置を講じることとしたので、お知らせします。

なお、当該特例措置により請負代金額等を見直した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結 している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応す るとともに、下請契約を締結する場合は、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約の締結をお 願いします。

1. 特例措置の内容

令和7年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価を適用しているものについて、 受注者からの協議請求により、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等 に基づく請負代金額等に変更する。

2. 対象工事等

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事請負契約、業務委託契約等のうち、旧労務単価を 適用して工事等の価格を積算しているもの。

ただし、変更協議書の提出前に工事等の完成の届出がなされた場合及び、工事価格等の積算において、労務単価が明示されていない場合は対象外とする。

3. 契約変更の請求

受注者は、倉敷市工事請負契約約款第58条、その他の契約にあっては、「契約の定めのない 事項についての協議」に基づき協議を行う。

4. 請負代金額等の変更

次の方式により算出された請負代金額又は業務委託料に契約を変更するものとする。

変更後の請負代金額=変更工事価格等× 当初請負工事価格等 当初設計工事価格等 × (1+消費税等の率)

5. 協議請求の期限

今回の特例措置に係る請負代金額等の変更協議開始期限は、契約締結後2ヶ月又は完成の届け 出がなされるまでの、いずれか早い時期とする。

なお、特例措置の趣旨を踏まえ、早急な協議をお願いします。